

「f・wave」とは、

fは、female-女性、
friend-友、
freedom-自由、
future-未来、そして
f-強く、を意味し、

waveは、波を表します。
f・WAVEは、社会環境の変化の
波を誌面を通じて伝え、女性が生
き生きと暮らせる未来をめざす
コミュニケーション誌です。

f・wave



特集

ストップ! DV ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック バイオレンス

DOMESTIC VIOLENCE

総理府（現、内閣府）が行った「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）によると、女性の20人に1人は「夫から命の危険を感じるほどの暴行を受けたことがある」という調査結果が報告されています。

昨年10月、ドメスティック・バイオレンス（DV）を防ぐための「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称、DV防止法）が施行され、女性に対する暴力の根絶へ向けた社会的な取り組みが進められています。法律の制定とともに、「たとえどんな理由があっても暴力は許さない、ということを一ひとりが認識して、互いの人権を尊重し合える社会にしていかなければなりません。私たちの身近に起こっている人権問題として考えてみませんか。

DVとは

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、夫や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力であり、多くは女性に対して権力や支配力を行使する暴力のことです。

DVには、殴ったり蹴ったりする身体的暴力のほかに、ばかにしたり、ののしったりする言葉の暴力、望まないセックスを強いるなどの性的暴力、外出や電話を制限する心理的暴力、生活費を入れないなど経済的暴力があります。

DV問題が難しいのは、男性の年齢、職業、学歴や年取などに関係なく、どんなカップルにも起こる可能性があること、また「プライベートな問題」や「夫婦げんか」などとして片づけられてしまうことです。

DV（Domestic Violence）という言葉は、1970年代アメリカの女性解放の運動家たちによって使われたのが始まりとされており、「家庭という密室の中で起きる暴力」という意味です。

DVは犯罪である

DVが起る背景には、女性は自分の所有物という考えや、恋人や妻に暴力を振るっても犯罪にはならないという考えが根底にあるようです。女性の方も「自分が悪いから」「私がいたらないから」と思い、自分を責めてしまいがちです。

しかし、DVは当事者だけの問題ではなく、社会的な問題です。それは、個人の尊厳や男女平等といった人権の侵害に関わる深刻な問題だからです。また、被害を受けた女性だけでなく、その子どもにも重大な影響を与えます。

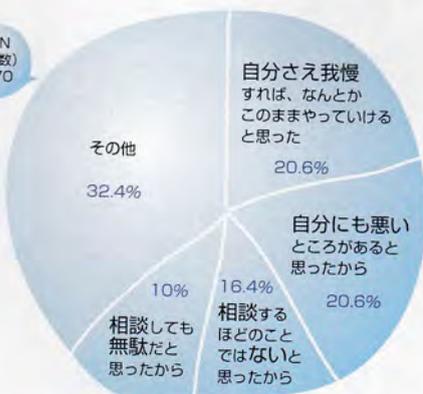
暴力をやめさせるには、女性が意識を変えることはもちろん、どんなことがあっても暴力は許されないと社会の認識も必要です。家庭内といえども、刑法で定められている暴力的行為（暴行、傷害、脅迫等）は、犯罪となるのです。

DV防止法の機能

日本でも、昨年10月によりやくDV防止法が施行されました。これは配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護や自立支援等の体制を整備し、配偶者恋人や夫からの暴力を防いだり、被害者の安全を確保するのを目的としてつくられた法律です。

防止法の中には、被害者が生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときは、地方裁判所に保護命令を申し立てることが出来ます。また、配偶者から暴力を受けている人を発見した場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報に努めなければならないと規定されています。

DV 身体的な暴力被害を相談しなかった理由



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）より作成

STOP ! DV

***パートナーとの関係は？**
 日常生活のなかで、あなたとパートナーが互いにどういう接し方をしているか、考えてみましょう。

あなたのパートナーは…

- 独占欲が強く、嫉妬心が強い。
- あなたの友人関係などに執拗に干渉する。
- あなたが何かしよつとすると、自分の許可を取らせる。
- 女性を「もの」や所有物のように考えている。
- 口論から暴力に発展することがある。
- カツとなると家の中の物を壊す。
- 必要なお金でも渡してくれないことがある。
- 物事がうまくいかないと、あなたのせにする。
- あなたがいやだと言っても性行為を強要する。
- 怒るとあなたをバカにしたり、乱暴な言葉や態度になる。

あなたは…

- 相手の機嫌がいつも気になる。
- 相手に反対意見を言ったことが（ほとんど）ない。
- いつも相手の言つとおりに行動して自分のやりたいことを我慢している。
- 相手が怒るのは、自分に非があるからだと思うってまじり。
- 友達とも自由に楽しめない。
- 自分のためには自由にお金を使つてい

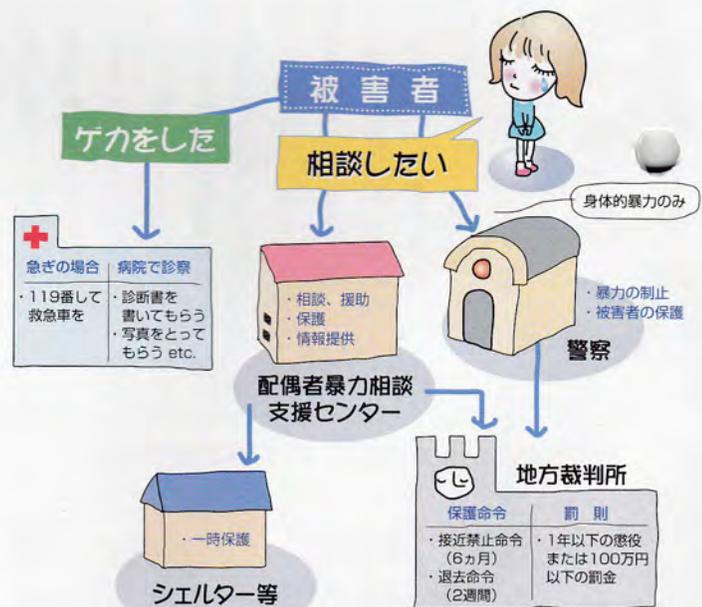
■ひとりで悩まず相談を

家庭内という密室の中での暴力は、なかなか人には相談できません。自分ひとりで解決しようと思わず、身近に相談できる人がいない場合は、まずは専門の相談機関に相談してみることが大切です。
 勇気をもって、声を出して助けを求めてください。たとえ、自分のパートナーであっても、あなたの幸せを奪う権利はないのですから…。

次の機関はドメスティック・バイオレンスへの理解も深く、無料で相談に応じています。

名称	電話	受付時間	受付日	備考
東京都女性相談センター 電話相談 面接相談（予約制）	03-5261-3110 03-5261-3911	9:00～20:00 9:00～17:00	月曜～金曜 月曜～金曜	祝日、年末年始除く
同上 立川出張所 電話相談 面接相談（予約制）	042-522-4232 042-524-1048	9:00～16:00 9:00～17:00	月曜～金曜 月曜～金曜	祝日、年末年始除く
東京ウイメンズプラザ 電話・面接（予約）相談	03-5467-2455	10:00～17:00 10:00～16:30	月曜～土曜 日曜・祝日	年末年始除く
夜間相談	03-5467-2455	17:00～20:00	木曜日	年末年始除く
警視庁 生活安全相談センター	03-3581-4321	8:30～17:15	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
犯罪被害者ホットライン （警視庁）	03-3597-7830	8:30～17:15	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
女性の権利ホットライン （東京法務局・ 東京都人権擁護委員連合会）	03-3214-6698	9:00～17:00	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
あきる野市生活福祉課 母子・女性担当 電話相談 面接相談（予約制）	042-558-1111 内2615	8:30～17:15	月曜～金曜	祝日、年末年始除く

DV 夫から暴力を受けたら



緊急の場合 下記へすぐご相談下さい。

- 警察……………110番（事件等発生時）
 - 東京都女性相談センター……………☎ 03-5261-3911
- 子どもが一緒でも、身ひとつでも、とりあえず電話して下さい。
 （年間を通して、24時間体制をとっています）

DOMESTIC VIOLENCE

DV 勇気をもって根を断つて

DV防止法の施行など、ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪であるという認識が深まりつつある中、あきる野市における母子や女性の相談や保護等は、平成12年度では495件、その内の21件は夫の暴力によるものでした。

そこで、母子や女性の相談窓口のあきる野市福祉部生活福祉課で、相談から見られるDVの現状や今後の課題について、お話を聞いてみました。

あなたと子どもの幸せのために

あきる野市福祉部生活福祉課保護係

母子・婦人相談員

Q 相談から見えるDVの現状は

あきる野市では、平成13年4月から10月までの間、夫(含、内縁)から妻への暴力(DV)による相談は24件、その内8件は緊急一時保護が必要でした。

相談では、殴る・蹴るなどの身体的な暴力と、生活費を入れない、仕事先から絶えず電話で監視するなど、経済的・精神的な暴力が重なり合っているケースや、また10年以上にわたりDVを受けている女性もいました。

現在の生活場所では、夫の知り合いがいるという不安から、友人宅を頼って市外からあきる野市に相談に来られた方もいました。

被害女性の中には、半年位経ってから急に震え出したり、記憶が途切れるなど心の傷は深く、カウンセリングが必要な場合も見られます。

Q DV防止法が施行されて

「夫婦間のことだから…」と、なかなか踏み込めなかったDVを

犯罪行為と法的に認めた防止法の制定は、力強い一歩です。

ただ、現法律は身体的暴力だけの適用で、心理的(精神的)暴力や性的暴力等は対象になっていません。また、保護命令の申立でも、法律婚と事実婚の配偶者に限定されていて、子どもや離婚後の被害者への保護は含まれていません。

Q DVの相談はどうすれば

この4月から、防止法に基づき「東京ウイメンズプラザ」「東京都女性相談センター」が「配偶者暴力相談支援センター」として機能します。DVの場合、これらのセンターや警察へ相談することが解決につながります。

また、あきる野市でも福祉部生活福祉課で母子・女性の相談にあっています。

各機関では、相談者のプライバシーと秘密を厳守していますし、関係機関と連携した保護や支援を行っていますので、安心して相談してください。

Q DVにはどんな課題が

欧米諸国に比べ、公民のシエルトー等がまだ少ない日本の現状や、被害女性の中には障害を持つ方もいますので、保護施設の整備やセキュリティ面等の問題があります。

そして、病院での治療代やシエルトー等を利用する際の食事代など、当面の費用が必要とされる現状もあります。

また、DV根絶のためには、罪の意識のない加害者に、暴力を振るってしまう自分に気づかせることも課題とされています。

DV 夫やパートナーからの暴力被害の経験の有無



資料出所：東京都「女性に対する暴力」調査報告書(平成10年)

※シエルトー

DVによって心身に傷を受けている女性が、配偶者やパートナーから逃れるために一時的に身を寄せることのできる緊急避難場所のこと。

DVなどによる緊急一時保護も増えてきている今日、女性と子どもの保護や支援を行っている母子生活支援施設は、東京都内に38ヶ所あり、775世帯（平成13年4月現在）が暮らしています。

そこで、あきる野市にある母子生活支援施設「東京都網代ホームきずな」で、DVによる保護や支援の現状と今後の課題について、お話を聞いてみました。

母と子の絆を大事に

社会福祉法人 多摩同胞会
東京都網代ホーム「きずな」 施設長 松本恒明さん

Q どんな施設ですか

この東京都網代ホーム「きずな」は、公設民営の母子生活支援施設で、ひとり親家庭の母子の生活支援を行っています。全国的にも40世帯と規模も大きく、その内の5世帯は緊急一時保護用です。現在、一般世帯は34世帯、99名の母子がここで生活しています。職員は13名で、母子指導員等により女性の就労や日常生活の援助、子どものしつけや学校生活の支援、乳

幼児保育などを行っています。

この施設は、旧秋多町の湖上出身で当会の中城イマ理事長が、昭和21年敗戦の混乱の中、上野の地下道で暮らす母子を保護するため、現在地に「網代母子寮」として開設しました。

平成10年に現在の「きずな」という名称にしましたが、中城理事長の「母と子の絆を大事にしたい」という強い信念からつけられています。

Q 施設における保護や支援の現状は

昨年度の緊急一時保護利用は、48世帯124名の母子の内、6割が夫や内縁の夫、前夫、同居者からの暴力が原因でした。保護は女性と養育する子どもで、祖母と孫でも対象になります。利用期間は、原則として2週間以内で、心と体を休めてもらいます。そして、子どもとのこれからの生活を一緒に考えていきます。

一般・緊急ともに福祉事務所を通しての利用となります。また、一般利用は三多摩地域の母子に限られますが、緊急一時保護では都内全域の方が利用できます。

DVによる保護は、ほとんどが

市外の母子で、その半数が住民票を移せない状況です。子どもの学校のこともあり、関係機関と連携して現況での手続きをしています。

また、被害女性の中には、1〜2年経った後でもトラウマ（心の傷）を抱えている場合もあり、母親が精神的に不安定だと子どもに影響が出ます。そのため、母子のメンタル的な面の支援と心のケアが大事です。

昨年10月から、臨床心理士などの非常勤配置が認められたのは一歩前進です。

DV防止法も施行されましたが、接近禁止など限定されたものなので、夫の暴力から逃げてきた後の母子の生活が問題だと思っています。

Q 利用者の生活は

今までの生活を立ち切り、厳しい雇用状況の中で就労は難しいですが、パート等で頑張っています。一般の利用料は収入によって異なりますが、緊急一時保護は無料です。

利用期間については、法改正で子どもが20歳まで可能となりましたが、大体1〜2年を目途としています。

Q 支援施設での課題は

ここは個別の部屋になっていて、プライバシーが守られています。しかし反面、母子の生活が見えづらくなっているため、支援にあたってどこまで関与しているのか難しくなっています。

また、DVにより保護され、無断で暴力を振るった夫のもとに戻り、その後また保護を求めるのを繰り返す女性もいました。

一方、母子を追う夫からの電話や来訪、執拗なまでの嫌がらせにあったこともあります。関係機関と連携し利用者が安心して生活できる環境づくりをしています。

家から持ち出すもの



戻しては いけないもの

- ・携帯電話
- ・住所録

持ち出すもの

- ・免許証やパスポート
- ・保険証コピー
- ・現金
- ・自分の印鑑、通帳など
- ・緊急連絡先のメモ

・常備薬

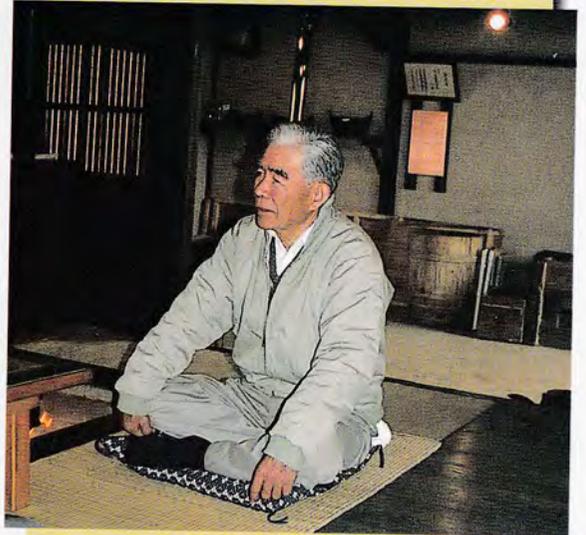
思い出のもの
子どもの大切なもの

あきる野発・ひと

親父に弟子入り

かやぶき職人 高水信行さん

屋根に登るとすがすがしい気分になるし、かやをぶく手を止めて、遠くに連なる山々を眺めながら一服するのは最高…



旧市倉家住宅の囲炉裏端で

平成13年4月、五日市郷土館敷地内に江戸時代から続く民家、旧市倉家住宅（市指定文化財）が移築復元し、一般公開されました。

その復元にあたり「かやぶき屋根」を手がけたのは、今では数少ない、かやぶき職人の高水信行さん（70歳・小中野在住）です。

当時の生活を偲ばせる旧市倉家住宅の囲炉裏端で、屋根作り一筋に歩んできた高水さんにお話を伺いました。

「かやぶきの仕事を始めたのは15歳の時で、親父に弟子入りしたんです。最初の頃は、屋根に登るのさえ怖かったね。でも、この仕事を一生やるんだという意気込みで頑張った。意を決してしまえば、

不思議と平気なもんだった」

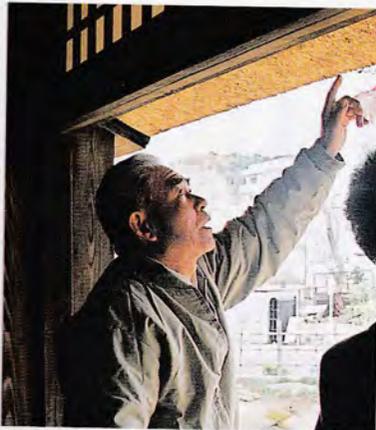
昭和35年頃、住宅の近代化により、かやぶき屋根も次第にトタン屋根に姿を変え、仕事も減少していった。「なんとかしなければ」と高水さん親子は、新しい技術のかやと杉皮を使ったひらたぶきを習得。職人としての頑固なまでのこだわりを貫き通したという。

屋根ふきはお天気次第、雨が降れば仕事にならない。そして、一度ふくと20年から30年は持つため、仕事が途切れることもあった。ほとんどが一代限りといわれるかやぶき職人の中、2代目としてこの仕事を続けてきたのは、7人兄弟の長男だったから、「家族のためにも親父の仕事を継いでいく」

と子どもの頃から決めていたと当時を振り返る。

「屋根の下地部分に使う六把敷きという手法や合掌部分の仕上げなど、経験と勘を頼りにかやをぶき、軒を切りそろえ形作っていく。そんなところに魅力を感じて続けてきた。でも正直言って、若い頃は他の仕事をしてみたいと思ったこともありましたけどね（笑）」

かやぶき職人としての腕を見込まれ、都心や山梨、神奈川などの寺社の修復や古民家の復元に、泊まり込みで出かけた事も多かった。



旧市倉家住宅のかやぶき屋根の六把敷きを指さす高水さん

「大変な時代もあったが、子どもたちも無事育ち、これまでやってこれたのは家のこと全てを切り盛りしてくれた女房のおかげ」と話す。今は、仕事の合間に畑仕事を体を動かし、気分転換を図って

いるとのこと。

今後は、「雨漏りしなけりやい」という時代と違って、今は人が観る屋根を手がけているので、多くの人に喜ばれる仕事をしていきたい。そして、自分にしかできない技にこだわり続けたい」と職人氣質をのぞかせていた。



旧市倉家住宅全景

取材を終えて

インタビューを通して、父から子へ親子2代のかやぶき職人として一家を支えてきた自信と誇り、そして情熱が伝わってきました。

見事に復元された旧市倉家住宅、そのかやぶき屋根の美しさは感動を与えます。

ジェンダー・フリー
News

あさる野市教育委員会と市内小中学校の教員で組織された人権尊重教育推進委員会は、性別にかわりなく個人を尊重する男女平等の意識をもった子どもを育てる学校教育を進めています。

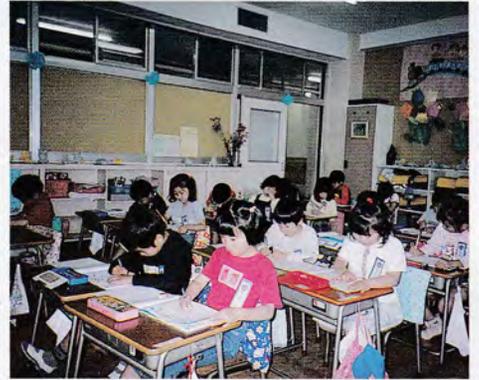
中でも、学校において性差に配慮する必要がある場合でも、自然に男子が先になるなどの現状もあり、男女混合名簿の導入についての研究や協議をしてきました。

教育委員会では、推進委員会からの報告を受け、性差に対する正しい認識と学校における男女平等教育を進めるため、市内小・中学校の出席簿を男女混合名簿にすることにしました。

小学校では平成14年4月1日から、中学校は平成15年4月1日からスタートします。

※男女混合名簿
性別に分けず、あいうおえ順などによって男女を一緒にした名簿。

男女混合名簿が
スタートします！



南秋留小学校1年生 授業風景

街角スポット 8

蚕になったお姫様
金色蚕姫立像

地蔵院 (雨間)

昔、秋留台地は一面桑畑が広がる養蚕の盛んな所でした。雨間の地蔵院には、その養蚕の守り神である「金色蚕姫」の立像が祀られています。

一九九一年三月に町田市で開催された「多摩の民俗 養蚕信仰」では、多摩を代表して出展されたこともあるお姫様です。

色鮮やかな着物を身にまとい、両手を胸のあたりに置いている姿は、どこかあどけなさも残っています。往時は、他県からも参拝にきて、地蔵院付近はちよつとしたにぎわいをみせていたといえます。

ところで、「金色蚕姫」にまつわるこんな伝説があるのを知っていますか？

「昔、天竺の国の王様とお后様に、金色姫というかわいいお姫様がいました。姫が7歳の時、母親である后が亡くなり、新しい后は金色姫を嫌い、獅子の住む恐ろし

い山へ捨ててしまいました。

しかし姫は、獅子の背中に乗って城へ戻ってきました。そこで后は再度、遠く鷹の住む山へと姫を捨てますが、また戻ってきます。今度こそはと、庭に穴を掘って埋めてしまいますが、何事もなかったように姫は帰ってきます。

怒った后は、桑の木で作った船で大海へと流してしまい、ついに姫は帰らぬ人となってしまいました。そして、その魂は蚕になりました」

蚕は、成長過程で4回休眠するといわれています。そして、その休眠時期はこの伝説により、シシ、タカ、ニワ、フネといわれてきました。数奇な運命をたどった「金色蚕姫」は、郷土の繁栄を見守ってきた蚕の化身だったのです。

*拝観の際は、お寺の方に声をかけてください。

参考文献「秋川流域 郷土史探流 下巻」



金色蚕姫立像

本

◆インコは戻ってきたか

篠田節子 著
集英社

地中海の東に浮かぶキプロスを舞台に、平和な日本から取材に訪れた、少し人生に疲れ始めた中年の男女が他国の紛争に遭遇…

生身の人間が事件に巻き込まれた時、どう対処するかを女の視点で描いている冒険小説。



◆フロン 結婚生活19の絶対法則

岡田斗司夫 著
海拓舎

タイトルの「フロン」とは、婦論・夫論・父論の意味。結婚制度や家庭の構造改革を唱え、新しい幸せのカタチを追及している。

恋愛・結婚・出産や育児をきちんと考えるための実践的なツールとしての一冊。



※この本は、市内図書館で借りられます。



熱演する実行委員

平成13年12月1日(土)、あきる野ルピアホールで「どうする、どうなる?結婚?21世紀、女と男の生き方」をテーマに、ライフフォーラムが開催された。

第1部は、フォーラム実行委員による「ザ・インタビュー」などで結婚するの?」

小学生に扮した実行委員が、結婚について尋ねる寸劇。会場内の参加者にも突撃インタビュー。

「好きな人と一緒だと楽しい」「親と同居で不自由ない」「理想の人が現れたら」「適齢期があつて」「親がうるさいので」「仕事との両立が大変」「一人前と認められない」「できちゃった婚」など様々。子どもにはちょっと難しいかも:と、笑いの内に終了。

第2部は、パラサイト・シングル

第6回女と男のライフフォーラム「あきる野 どうする、どうなる?結婚-21世紀、女と男の生き方」
主催 あきる野市・あきる野市教育委員会 企画運営 女と男のライフフォーラム実行委員会



ルの作者である東京学芸大学教育学部助教授の山田昌弘さんによる基調講演。
「パラサイト・シングル」の増加が、未婚化・少子化の原因となっている。これは日本社会の危機である」と話す。「これからは、夫婦二人で働き、家事育児を互いに分担し、そこそこ豊かに生活できるシステムの確立が、男女共同参画社会の実現につながる」そして「男女が共に考え、行動していかねばならない時代」と結んだ。

*パラサイト・シングル:学校卒業後も親と同居し、親に依存して経済的に豊かな生活を営む独身者を示す造語。

あきる野市女性情報誌は、市役所・公民館・図書館・生涯学習センター・ファインプラザなど、公共施設等に置いてあります。

編集後記

- ◆男と女の世界は奥が深い。だからテーマもいろいろ。いつもわが身を振り返っています。 石山亜由美
- ◆良い誌面を作るのは、いろんな人とのコミュニケーションが必要であると実感。 大森 忠
- ◆年々物事を深く考えないで過ごしてきましたが、テーマを掘り下げていくことの大切さに刺激を受けた一年でした。 工藤洋子
- ◆本物の強さに暴力は存在しないはず。タフに行きたいと思う今日この頃です。 角野春美
- ◆取材して 原稿書くたび生まれくる 発見・感動 いと楽しき 中山佳代子
- ◆自分の仕事に誇りを持って技を磨いていく、職人の世界を取材し感激。 藤村美映
- ◆制約の中の自由と自由の中の制約、どちらが安らぎか?今回の特集で考えたことです。 三重野由美子

表紙/市川美加

この情報誌に関するご意見・ご感想、また、誌面で取り上げてほしいテーマなどを下記までお寄せ下さい。

Information

インフォメーション

あきる野女性プラン推進
市民会議が発足

平成13年12月、男女共同参画社会の実現をめざし、男女平等・共同参画を市民と協働して進めていくため、あきる野女性プラン推進市民会議(第2期)が発足しました。

市民会議委員

- 大子直子 夫佐子 樹子 多紀子 誠一郎
 - 藤井直一 美賀子 龍樹 律子 多紀子 和
 - 安石川 栗原 沢田 鈴木 田中 宮崎 森谷 和田
 - 石井 栗原 沢田 鈴木 田中 宮崎 森谷 和田
- (50音順、敬称略)

委員は右記10名で、会長には江川直子さん(共立女子大学講師)、副会長には栗原一夫さん(社会福祉協議会職員)が選出されました。

参加者募集 ライフステージセミナー

ドメスティック・バイオレンスをなくすために
～DV防止法をどう生かすか～

- ◇日時 平成14年3月30日(土) 午後2時
- ◇場所 あきる野ルピア 3F
- ◇費用 無料
- ◇保育 2歳以上就学前まで10名(要予約)
- ◇申込み 社会教育課女性係へ

TEL 558-1111 内線3016



講師 戒能民江さん
(お茶の水女子大学教授)